府中市居住支援協議会不動産事業者協力店事業実施要綱

令和８年６月１２日制定

（目的）

第１条　この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。）第８４条及び第８５条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進する協力体制の構築を図るため、不動産事業者協力店事業について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　住宅確保要配慮者　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する住宅確保要配慮者をいう。

⑵　不動産事業者協力店（以下「協力店」という。）　府中市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同し、住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居について協議会又は協議会会員が設置する居住相談窓口（以下「相談窓口」という。）と連携し適切な支援を行う、不動産関係団体に所属し、府中市に所在する不動産事業者又は府中市内に賃貸住宅を保有する不動産事業者をいう。

⑶　不動産関係団体　公益社団法人東京都宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会をいう。

（協力店の登録等）

第３条　協力店に登録を希望する不動産事業者は、店舗ごとに、不動産事業者協力店登録申請書（第１号様式。以下「登録申請書」という。）を協議会に提出するものとする。

２　協議会は、前項に規定する申請を受けた場合は、当該申請者が不動産関係団

体のいずれかに所属していることを確認したうえで、次条第１項に規定する登録を拒否する場合を除き、次の各号に掲げる事項を不動産事業者協力店登録簿（第２号様式。以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

⑴　協力店の名称、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス及びホームページアドレス

⑵　協力店の宅地建物取引業免許証番号

⑶　協力店が所属する不動産関係団体の名称

⑷　協力店の登録年月日及び登録番号

⑸　その他必要な事項

３　協議会は、前項に規定する登録を行った旨を不動産事業者協力店登録通知書（第３号様式）により当該申請者に速やかに通知する。

４　前項の場合において、協議会は、協力店であることを判別することができるステッカーを交付する。

５　協議会は、第２項に規定する登録を行った協力店の名称、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号その他必要な事項を協議会のホームページ（府中市公式ホームページ内に設ける協議会に関するホームページをいう。）に掲載する。

６　協議会及び相談窓口は、住宅確保要配慮者の民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進するために必要な範囲において、登録簿の情報を共同利用するものとする。

（登録の拒否）

第４条　協議会は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否するものとする。

⑴　宅地建物取引業法の免許を取得していない者

⑵　宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けている者

⑶　宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っている者

⑷　第８条第２項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して１年を経過しない者

⑸　府中市暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者

⑹　その他協議会が適当でないと認める者

２　協議会は、申請者の登録の拒否をしたときは、その旨を不動産事業者協力店

登録拒否通知書（第４号様式）により当該申請者に速やかに通知する。

（変更の登録）

第５条　協力店は、登録の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、協議会に変更登録の申請を行うものとする。

２　前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した登録申請書を協議会に提出することによって行うものとする。

３　第３条第２項から第６項までの規定は、前２項に規定する申請があった場合に準用する。

（協力店の業務）

第６条　協力店は、住宅確保要配慮者が希望する物件について相談窓口からＦＡＸ、電子メール等により照会を受け、当該物件を紹介することができる場合は、相談窓口と連携して当該物件を当該住宅確保要配慮者に紹介するものとする。

２　協力店は、正当な理由なく、住宅確保要配慮者であることを理由に物件の紹介を拒否し、又は入居等の条件を不当なものとしてはならない。

３　協力店は、入居を希望する住宅確保要配慮者が相談窓口を介さず直接当該協力店に相談した場合であって、当該相談者が本事業の対象者として適当でないと認められるときは、当該相談者に対し、行政機関等への相談を勧めるものとする。

４　協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して協議会の趣旨への理解を求め、セーフティネット住宅（法第８条の規定に基づき登録された住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をいう。）の登録の促進に努めるものとする。

５　協力店は、本事業に関して苦情又はトラブルが生じた場合は、速やかに協議会に報告するものとする。

６　本事業は、協力店の自主的な協力に基づくものであり、協力店に対し、特定の物件の紹介又は契約の締結を義務付けるものではない。

（協力店の掲示等）

第７条　協力店は、第３条第４項の規定によるステッカーを店舗の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（登録の取り消し）

第８条　協議会は、協力店が第４条第１項第２号、第３号、第５号又は第６号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

２　協議会は、協力店が第６条第２項の規定に従わないときは、協力店の登録を取り消すものとする。

３　協議会は、協力店の登録の内容に虚偽の事実があったとき又は登録の内容に変更が生じたにもかかわらず、第５条第２項の規定による変更登録の申請がなされなかったときは、協力店に訂正の意思がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。

（登録の廃止）

第９条　協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を廃止しなければならない。

⑴　協力店から登録の廃止の申請があったとき

⑵　前条各項の規定により登録が取り消されたとき

⑶　当該協力店が廃業したとき

２　前項第１号に規定する登録の廃止の申請は、協力店が協議会に不動産事業者協力店登録廃止申請書（第５号様式）を提出することによって行うものとする。

３　協議会は、第１項第１号及び第２号の規定による登録の廃止をしたときは、その旨を不動産事業者協力店登録廃止・取消通知書（第６号様式）により当該協力店に速やかに通知する。

（個人情報の保護）

第１０条　協力店は，第６条に規定する業務を行う上で、個人情報保護の重要性を認識し，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令等の規定を遵守するとともに，個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うものとする。協力店は、第６条各項に掲げる業務の実施において知り得た秘密の情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。協力店の登録を廃止した後も同様とする。

（秘密の保持）

第１１条　協力店は、第６条各項に掲げる業務の実施において知り得た秘密の情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。協力店の登録を廃止した後も同様とする。

（免責事項）

第１２条　協議会は、本事業を通じて締結された、協力店又は民間の賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負わないものとする。

（庶務）

第１３条　本事業の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年６月１２日から施行する。